

那教生市ス第 52 号

令和 2 年 9 月 7 日

那覇市スポーツ少年団

本部長 安里 勉 様

那覇市教育委員会

市民スポーツ課

課長 高里 浩

(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除に伴うスポーツ少年団の活動再開について（協力依頼）

平素より、当課の事業に御理解と御協力を賜り、また県の緊急事態宣言の期間中において、スポーツ少年団の活動自粛に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、県の緊急事態宣言が 9 月 6 日（日曜）より解除となりました。各スポーツ少年団におかれましては、活動再開に向けて準備をしていることと存じますが、活動を再開する際は、下記事項に十分留意していただきますよう、各団体への周知方よろしくお願いいたします。

なお、今後状況に変化があった場合は、対応の変更等、改めて通知いたします。

記

【活動再開にあたっての留意点】

- 県の警戒レベルは未だに第 3 段階であり、感染流行期ですので、活動再開については、保護者会等において、十分に話し合いを行ってください。
- 児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないでください。
- 活動の長期自粛による児童生徒の体力低下や運動不足が考えられるため、怪我や熱中症等の安全管理に十分留意し、無理のない範囲で段階的に実施してください。
- 臨時休校や活動の長期自粛による児童生徒の生活習慣の乱れが考えられるため、正しい生活習慣の確立に努めてください。
- 「【別紙】スポーツ少年団の活動を再開する際の留意点（チェックリスト）」を活用の上、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底してください。
- 学校体育施設（主に体育館やグラウンド）を利用する際は、学校側とも十分に事前調整を行ってください。
- 休養日は、土日を含め最低でも週当たり 2 日以上設けてください。

【お問い合わせ先】

那覇市教育委員会
生涯学習部 市民スポーツ課
担当：前田
TEL：098-917-3504
FAX：098-917-3521

令和 2 年 9 月 7 日

スポーツ少年団の活動を再開する際の留意点（チェックリスト）

那覇市教育委員会 市民スポーツ課

【留意事項】

- 県の警戒レベルは未だに第 3 段階であり、感染流行期ですので、活動再開については、保護者会等において、十分に話し合いを行ってください。
- 児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないでください。
- 活動の長期自粛による児童生徒の体力低下や運動不足が考えられるため、怪我や熱中症等の安全管理に十分留意し、無理のない範囲で段階的に実施してください。
- 臨時休校や活動の長期自粛による児童生徒の生活習慣の乱れが考えられるため、正しい生活習慣の確立に努めてください。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底してください。
- 学校体育施設（主に体育館やグラウンド）を利用する際は、学校側とも十分に事前調整を行ってください。
- 休養日は、土日を含め最低でも週当たり 2 日以上設けてください。

【チェック項目】 1つ1つ確認の上☑を入れる等、チェックリストとしてご活用ください。

※ 活動を再開するにあたり、以下の項目をチェックし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底していただきますよう、ご協力お願いいたします。

☐ 毎日体調のチェックを行い、次に該当する者（指導者も含む）は活動を控えること。

・ 風邪の症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等の体調不良）がある場合。

※児童生徒・指導者等はもちろんのこと、同居する家族に当該症状がある場合も活動を控えること。

・ 同居家族や身近に感染が疑われる方がいる場合。

※ 万が一、活動中に体調不良になった場合は、帰宅・休養させる体制を整えること。

☐ マスク持参の上、スポーツ活動時以外は、マスクを着用すること。

☐ 手洗い、アルコール等による手指消毒をこまめに実施すること。

（例）練習の前後や休憩時間、活動場所を移動する際、用具等を共用した場合。

☐ 屋内（体育館や武道場等）で活動する時に、こまめな換気（常時、入口や窓を広く開ける等）や、消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。

- ☐ 更衣室等について、使用時間の設定や一斉利用の禁止等の工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
- ☐ モップの柄・支柱・ドアノブ・手すり・スイッチ・手洗場の蛇口・トイレのタンクレバー等の共用部分について、活動前後に消毒を行うこと。
- ☐ 運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）。強度が高い運動・スポーツや、水泳時などマスクをしていない場合には、特に十分な距離を空けるよう留意すること（少なくとも1m以上距離を空けることが適当）。
- ☐ 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。
- ☐ プレー中、大声での会話や応援等を行うのは控えること。
- ☐ 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、なるべく前後一直線に並ぶのを避けること。
- ☐ 集合やミーティング等を行う場合は、手の届く距離に集まらない等の工夫をすること。
- ☐ 活動で使用する用具等の共用は、使用前に用具等の消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要な使い回しをしないこと。
- ☐ 共有を避けることが可能なもの（コップやペットボトル、タオル等）は、共有を避けること。
- ☐ 飲食については、周囲の人となるべく距離を取り、対面を避けること。